

人材育成奨学計画の概要

独立行政法人国際協力機構（JICA）

1. 背景・経緯

「人材育成奨学計画」は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」を契機として、開発途上国の市場経済への移行等を支援するため、1999 年度に開始した。

なお、名称について当初は「留学生支援無償事業」で実施し、2007 年には「人材育成支援無償」に変更したが、2015 年度より、国ごとの交換公文（E/N）の案件名として使用してきた「人材育成奨学計画」に呼称を統一することとなった。

2. 目的

- (1) 開発途上国における政策立案と日本政府関係者との人脈構築を目的として、将来、政府中枢で政策立案にリーダーシップを発揮することが期待される行政官を本邦高等教育機関への留学（修士号ないし博士号）を通じて育成する事業。
- (2) 当該国の開発課題に係る行政機能強化に加え、主要官庁等に親日派の“クリティカルマス”を形成することを目指す。

3. JDS の主な特徴

- (1) 主に行政官が対象。
- (2) 対象課程は、「修士課程」及び「博士課程（2016 年度から募集開始）」。
- (3) 対象国の援助重点分野・開発課題に基づき、対象分野、募集対象機関、受入大学等を原則 4 期分継続して実施する¹（協力準備調査で、4 期分の計画を作成する）。
ただし、毎年度閣議請議の上、E/N および G/A 締結が必要。
- (4) 対象国の開発課題のニーズに応じたプログラム実施のため、JDS 特別プログラム予算が措置されており、受入大学は来日後在学中のみならず、事前学習及び事後フォローに活用可能。
- (5) 先方政府側代表機関が実施機関となり、先方政府側と日本政府側で運営委員会を組織してプロジェクト実施方針を検討する。また、先方政府実施機関と契約する実施代理機関（エージェント）が、留学生の募集選考から来日、帰国までに至る一連の手続き業務を担う。

	学位	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
協力準備調査	-									
第1期	修士 博士		募集選考 募集選考	来日 来日	帰国		帰国			
第2期	修士 博士			募集選考 募集選考	来日 来日	帰国	帰国			
第3期	修士 博士				募集選考 募集選考	来日 来日	帰国	帰国		
第4期	修士 博士					募集選考 募集選考	来日 来日	帰国	帰国	

4. 対象国及び規模の推移（別添 1 参照）

市場経済への移行期等に当たる国を対象として開始し、事業効果に鑑み、アジア経済危機を受け構造改革を進めるアジア諸国や、アフリカ地域、中南米地域等にも拡大し、現在 20 カ国にて実施中。

¹ 協力準備調査で 4 期（4 年度毎年の来日）分の計画を策定し、4 期継続して（足掛け 8 年間）プロジェクトを実施する。

5. 留学生対象分野（各国の対象分野については別添 2 参照）

留学生の対象分野は法律、経済、行政といった社会科学系の分野が中心である。各国に対する国別援助方針の枠組みとの整合性を保ちつつ、二国間関係強化および外交的貢献の観点で本事業による協力が極めて有効と考えられる分野/開発課題と募集対象機関等を設定している。

6. 実施体制

- (1) 実施機関：対象国政府の JDS 担当省庁。事業運営管理を行う。
- (2) 日本の外務省：対象国及び上限人数（予算）等を決定する。
- (3) 運営委員会：先方政府、日本国大使館、JICA 現地事務所で構成される運営委員会が、主に①実施方針、②スケジュール、③対象分野、④募集対象機関、⑤受入大学、⑥選考方法、⑦留学候補生を検討し、決定する。
- (4) 受入大学：JICA が行う受入大学要望調査時の大学からの提案を基に、運営委員会で受入大学を最終決定する。JDS 独自の募集選考方法への協力も求められる。
- (5) 実施代理機関（エージェント）：先方政府と契約を締結し、留学生の募集選考支援ならびに来日準備、来日中のモニタリング、帰国準備等に係る業務を行う。
- (6) JICA（本部）：協力準備調査の計画/実施、大学要望調査、事業の実施監理、予算管理等を行う。

7. 留学生選考方法

主に以下の 3 段階の選考により留学候補生が選出される。

- ① 1 次審査：書類選考（受入大学において JDS 専用出願書類を用いて実施）
- ② 2 次審査：面接試験（受入大学教官が現地に出張し専門面接を実施）
- ③ 最終審査：面接試験（運営委員会が現地で総合面接を実施）
- ④ 最終候補者決定：運営委員会による最終候補者の承認・決定
（※1 次審査と並行して、基礎学力確認のための英語及び数学試験も実施）

8. 大学に支払われる経費

検定料、入学金、授業料、現地面接時の渡航費・宿泊旅費（各研究科 1 名分）、その他（特別プログラム実施等に係る経費）

9. 留学生の待遇

文部科学省国費留学生と同額の奨学金を支給（その他諸手当等については、JICA 長期研修員に準じる）

以上

別添 1

人材育成奨学計画（JDS）国別来日実績

国 名		受入年度																								(単位：人)			
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	各国実績 合計		
①ウズベキスタン	20	19	19	20	20	20	20	20	19	14	15	15	15	14	15	15	15	15	17	17	16	16	19	19	19	16	434		
②ラオス	20	20	20	20	20	20	25	25	25	20	20	20	19	20	20	20	20	20	22	22	22	22	22	22	22	22	530		
③カンボジア		20	20	20	20	20	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	24	24	24	26	26	26	26	26	26	25	573		
④ベトナム		20	30	30	30	30	33	34	35	35	28	29	30	30	30	30	30	30	30	62	63	61	63	25	39	30	857		
⑤モンゴル			20	20	20	19	20	20	20	18	18	16	17	18	18	18	18	18	22	22	22	22	16	16	16	16	432		
⑥バングラデシュ			29	19	20	20	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	25	30	30	33	33	32	33	33	33	33	558		
⑦ミャンマー			14	19	20	20	30	30	30	30	22	22	22	22	44	44	44	44	48	48	48	48	43	0	0	0	648		
⑧中国				42	43	41	43	47	47	48	45	39	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	430		
⑨フィリピン				19	20	20	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	21	17	20	20	20	459		
⑩インドネシア				30	30	30	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	120		
⑪キルギス									20	20	18	14	14	15	15	15	15	15	15	15	19	20	18	20	19	20	307		
⑫タジキスタン											3	5	5	5	5	5	5	5	5	8	8	8	13	15	16	15	15	136	
⑬スリランカ												15	15	15	15	15	15	15	15	17	17	17	17	17	17	15	237		
⑭ガーナ														5	5	5	10	10	10	10	10	13	13	13	13	13	130		
⑮ネパール																		20	20	20	20	22	21	21	22	22	188		
⑯東チモール																							8	8	8	7	7	8	46
⑰パキスタン																							17	16	18	16	17	17	101
⑱ブータン																						10	10	9	9	5	8	51	
⑲モルディブ																								6	6	4	5	21	
⑳ケニア																								10	9	12	13	44	
㉑エルサルバドル																								7	7	7	7	28	
㉒セネガル																													
㉓ウクライナ																													
年度合計	40	79	152	239	243	240	271	266	266	256	241	234	237	203	226	241	266	281	321	360	367	381	302	318	315	6345			

国名	各国における対象分野について
ウズベキスタン	① 経済インフラの更新・整備(1-1.経済インフラの更新・整備) ② 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援(2-1.ビジネス環境整備、2-2.法体系整備、2-3.公共財政運営管理) ③ 農村・地方開発(3-1.農業・水資源管理、3-2.保健政策・行政、3-3 教育)
ラオス	① 行政能力の向上及び制度構築(1-1.行政強化・法制度整備、1-2.財政強化) ② 持続的な経済成長のための基盤整備(2-1.社会経済開発のためのインフラ整備、2-2. 投資・輸出促進に係る経済政策) ③ 持続可能な農業・農村開発と自然環境保全(3-1.農業・農村地域開発、3-2 環境保全・防災) ④ 教育政策の改善 ⑤ 保健政策の改善
カンボジア	① 産業振興支援(1-1.産業競争力の強化(1-1-1.インフラ開発、1-1-2.民間セクター開発、1-1-3.教育の質の改善)、1-2.農業・農村開発) ② 生活の質向上(2-1.都市環境改善、2-2.保健医療・社会保障システムの改善) ③ ガバナンスの強化(3-1.行政機能の強化、3-2.法制度整備と運用、3-3.国際関係の構築)
ベトナム	① 成長と競争力強化(1-1.市場経済システム強化、1-2. 経済インフラ整備・アクセスサービス向上(運輸交通)、1-3. 経済インフラ整備・アクセスサービス向上(エネルギー)、1-4. 産業人材育成、1-5.農業・地方開発) ② 脆弱性への対応(2-1. 保健及び社会保障、2-2. 気候変動・災害・環境破壊等の脅威への対応) ③ 社会開発の促進(3-1.司法機能強化、3-2.行政機能強化)
モンゴル	① 健全なマクロ経済の運営とガバナンス強化(1-1. 公共財政管理の向上(公共財政管理、公共政策)、1-2. 活力ある市場経済の推進(金融政策・資本市場政策、ビジネス・経済関連法整備) ② 環境と調和した均衡ある経済成長の実現(2-1. 企業経営/産業政策、2-2. 成長を支える質の高いインフラの整備、2-3. 環境に優しい安全な都市の開発)
バングラデシュ	① 行政機能の改善(1-1.中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上、1-2. 司法制度及び政策に係る能力の向上、1-3. 都市／地域開発計画及び政策に係る能力の向上、1-4. 経済計画／政策及び公共財政管理／公共投資管理に係る能力の向上)
ミャンマー	① 国民の生活向上のための支援(1-1. 農業・農村開発・環境、1-2. 防災、1-3. 保健行政/政策) ② 経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援(2-1. 法律、2-2. 公共政策/行政、2-3. .経済/経営、2-4. 国際関係、2-5. 教育開発・計画) ③ 持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援(3-1. ICT、3-2. 運輸/交通、3-3. 電力/エネルギー、3-4. 都市開発計画)
フィリピン	① 持続的経済成長のための基盤の強化(1-1. 行財政能力向上、1-2.財政／金融行政能力向上、1-3. 産業振興支援) ② 包摂的な成長のための人間の安全保障の確保(2-1. インフラ整備・開発にかかる能力向上、2-2. 水資源／環境管理／自然環境管理にかかる能力向上、2-3. 防災能力向上)
キルギス	① 持続的開発のための政策立案能力の強化 1-1. 公共政策 含:国際関係/地方行政/社会開発/平和構築 ② 持続的経済成長のための政策立案能力の強化(2-1. 経済政策/ビジネス振興政策、2-2. 農業政策/地域開発政策/環境、2-3 インフラ政策(含:運輸／物流／防災/エネルギー/IT・通信)
タジキスタン	① 持続可能な経済発展のための制度作り(1-1.経済開発) ② 持続可能な開発のための公共政策の強化(2-1.公共政策、2-2.国際関係)

スリランカ	① 包括的かつ持続的な経済成長基盤整備のための人材育成(1-1.公共政策、1-2.開発経済(1-2-1. マクロ経済、1-2-2. 財政/公共投資管理、1-2-3.産業開発政策/投資促進)、1-3. 都市・地域開発)
ガーナ	① 行財政機能の強化(1-1. 経済・財政政策運営能力強化支援、1-2. 公共財政管理能力強化支援、1-3. 行政能力強化支援)、1-4. 国際関係能力強化支援 ② ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(保健)(2-1.保健政策運営能力強化支援)
ネパール	① 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発(1-1. 財政・経済政策) ② ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり(2-1. 行政運営能力強化支援、2-2. 国際関係の構築、2-3. 法制度整備支援)
東ティモール	① 行政能力向上及び制度構築(1-1. 行財政能力向上及び制度整備、1-2. サービスデリバリーの向上) ② 産業政策の推進 ③ 環境政策・天然資源管理の推進
パキスタン	① 経済基盤の改善及び人間の安全保障(1-1. 公共政策・財政、1-2. 産業振興・投資環境整備 1-3. エネルギー政策・気候変動対策、1-4. アグリビジネス及び食料安全保障の促進)
ブータン	① 行政能力向上及び制度構築(1-1. 経済開発、1-2. 公共政策・国際関係) ② 持続的な経済成長のための基盤整備(2-1. 農業農村開発政策、2-2. 気候変動・防災対策・インフラ政策)
モルディブ	① 脆弱性への対応(1.環境配慮・気候変動・防災) ② 持続的な経済成長(2. 経済・産業政策) ③ 平和と安定の確保(3. 行政能力向上)
ケニア	① 行政機能の改善(1-1. 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上、1-2. 経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る能力向上、1-3. 法律策定・運用に係る能力向上、1-4. 都市及び地域開発計画/政策に係る能力向上)
エルサルバドル	① 経済の活性化と雇用拡大(1-1. 運輸・交通及び沿岸開発、1-2. 経済活性化のための産業振興)
セネガル	① 政策策定・実施機能の強化(1-1. 行政能力の向上、1-2. 経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上、1-3. 保健医療政策と社会保障に係る能力向上)
ウクライナ	① 行政機能の改善(1-1. 行政能力向上、1-2. 経済計画/政策能力向上)